

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成23年11月18日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員）

金子順一（委員長），山東美代，高橋善久，月山純典，富山信彦

原島 肇，山内義正

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

加藤裁判官，松本民事首席書記官，安井刑事首席書記官，藤田事務局長

安達家裁総務課長，小西家裁総務課課長補佐

第4 議事

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），

●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），

□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

1 開会

2 所長あいさつ

3 新委員の紹介

4 前回の意見に対する裁判所の取組状況の報告

前回委員会では、「簡易裁判所の窓口について」をテーマとして、簡易裁判所の窓口におけるアンケートの実施結果と担当者から簡易裁判所の民事事件の概要及び窓口業務の実情について説明をした後、御意見をいただいた。

まず、簡易裁判所の民事手続については、市役所の相談員がどこに行つて説明を受けたらよいのか分かるようにする方がよいとの意見をいただいた。前回の委員会では、簡易裁判所の広報として、5月24日に和歌山市役所の市民相談担当者に民事調停手続の概要及びメリット等の説明を実施した旨、報告したが、その後、6月21日に海南市役所、6月23日に紀の川市役所、7月1日に岩出市役所の各市民相談担当者に説明した。また、管内の裁判所においても、田辺市役所、御坊市役所の各市民相談担当者に説明を実施した。さらに、10月27日には、法テラス和歌山の相談担当者にも説明を実施した。

加えて、簡易裁判所の受付時間等を裁判所のウェブサイトに掲載していなかったため、配布の資料のとおり、和歌山簡易裁判所の手続案内と受付時間を掲載した。申立等で使用する書式についても掲載しており、ダウンロードして利用できるようにしている。

以上、報告する。

5 テーマ「労働審判事件」について

(1) ビデオ「労働審判手続の概要」視聴について

労働審判員への手続説明用ビデオのうち、手続進行の概略を把握するために必要な部分を抜粋し、約30分間視聴した。

(2) 制度及び手続説明について

加藤裁判官から、労働審判制度についてパワーポイントを用いて説明が行われた。

(3) 意見交換等

◎ それでは、労働審判員への手続説明用ビデオの視聴及び民事部裁判官からの労働審判制度の説明を受けて、各委員の方から御意見を伺いたい。

例えは、これまで「労働審判」という用語を聞いたことがあつ

たか。

- これまでそういう手続があることを知らなかった。
- 今回の委員会用の資料を見て初めて知った。他の手続との違いも分からぬ。一般的に知らない人が多いのではないかと思う。
- 私の職場の者も知らなかった。
- 一般的には知られていないということか。実際に手続に関わることもある弁護士委員の方はどうか。
- 労働審判手続では、セクハラやパワハラに基づく損害賠償請求も対象に含まれるのか。
- 含まれるという理解で良い。ただし、現実にそういった事件を担当したことはない。
- 一般の人は、労働審判制度を知らないと思う。よく和歌山は全国の事件数の100分の1であるというようなことをいわれるが、労働審判事件の申立件数の割合はもっと少ない。

労働上のトラブルが生じたらまずは労働基準監督署などが紹介されることも多い。

また、都道府県労働局では、紛争調整委員会のあっせんを行っているが、そっちにはかなり人が来ていると聞いている。私も紛争調整委員会の委員をしているが、実際にあっせんを受けた事案のうち、3分の1は解決するようである。

紛争調整委員会の利用が多いのは、広報に相当の努力をしていることが理由ではないかと思う。

労働審判事件の新受件数が増加しているのは、期日が3回で終わり、事案の解決が早いということが手続を利用する安心感に繋がっているからだと思う。約7割の事件が3か月以内に終了しているというのであれば、そのデータを公表すれば、もっと手続の

利用者が増加すると思う。

- ◎ 労働紛争の解決は、ADRにおいても相当行われているということか。
 - 労働紛争調整委員会では賃金未払いの事件が多いので、解雇無効などの事案を処理することは難しいのではないか。そういう事件については、労働審判手続で解決する方が良いと思う。実際に一旦解雇してしまった場合に元の会社に戻ることは難しいため、金銭的解決を図ることとなるが、労働審判で判断してもらえば、妥当な解決を図ることができるため、私は使いやすい制度であると考えている。
- 使用者側から申立をすることができることもメリットであるからそこも広報すればよいと思う。
- 今、視聴したビデオは、一般の方に見せるものか。どこが作成したものか。
- ビデオは最高裁が労働審判員を対象に作成したものである。
 - 少し内容が難しいものに感じたが、対象者が一般の人でなければ大丈夫か。
 - ビデオには審尋や陳述書など難しい用語が出てきたが、実際に手続を進める際には、そういう言葉を使わないようにしている。大まかな進行を見てもらうために利用している。
 - ◎ 一般の利用者向けのビデオなどはないのか。
 - 用意されていない。
 - 解雇や賃金未払いなどの問題が起きた時に利用できる制度は他にどのようなものがあるのか。
 - ◎ 裁判所の手続としては、労働審判制度のほか、訴訟や調停制度が考えられる。

- 申立件数は多くはないが、労働紛争についての調停は予定されているところである。
 - ◎ 労働局などで行っている手続には、何があるのか。
- ①相談コーナーにおける情報提供と相談、②都道府県労働局長による助言と指導、③紛争調整委員会によるあっせんという制度が用意されており、厚生労働省による統計データによると平成22年4月から平成23年3月までの間の和歌山の紛争調整委員会によるあっせん数は42件であった。
- 紛争調整委員会に来る事件というのは相談や助言、指導の後に来るものであるため、相談や助言、指導には相当の件数が来ているものと思われる。
- 先の統計によれば、助言、指導が162件であり、民事上の個別労働紛争相談は1534件となっている。
- 相談件数が1534件もあるが、解雇されたような場合は行政では判断できないということで、そこであきらめている事案も多いと思う。そういう事案については、労働審判制度を利用して判断を求める方が良い。
- ◎ 労働審判制度の広報は、どのようにしていくべきか。
- 平成22年度の申立件数のうち、弁護士に依頼せずに申し立てられた件数がどのくらいか。
- 和歌山地裁における本人申立の件数は把握していないが、それほど多くないという感想を持っている。
- ◎ 労働審判のリーフレットについては、労働基準監督署や和歌山県労働委員会に配布しているとの説明があったがそれで良いか。
- パンフレットについては、市役所をはじめ各種公共団体にも送付しているほか、弁護士会、司法書士協会及び法テラスにも送付し

ている。

また、市の相談窓口にも設置してもらっている。

- ◎ 労働局への相談件数が 1534 件あるということは社会的には、多数の労働紛争が存在しているということであるから、そういうふたところに労働審判制度を積極的に広報することは難しいのか。
- 労働審判は、色々と手続が面倒だという部分があると思うので、労働局の相談窓口で労働審判制度を勧めてもらうようにしたらいのではないか。
- まず労働局や労働基準監督署で相談を受けてとなることが通常だと思うが、例えば弁護士へ相談に行った場合、弁護士としては労働局と裁判所に振り分ける何か基準があるのか。
- 労働基準監督署で相談を受けてから私のところへ来た人がいたが、どうも弁護士のところへ先に来るのは敷居が高いようである。もし、私のところへ先に来たような場合は、事案にもよるが、労働審判を勧めると思う。
- 私は未払賃金の支払いを求める事案だとすれば、紛争調整委員会のあっせんを勧めると思う。紛争調整委員会の手續は、簡単に申込みをすることができる上、労働基準監督署が手續を進めてくれるため、本人が自ら手續するのが容易であることが理由である。民事調停などで申立書を用意しているように、労働審判においても定型書式を準備して簡単に申立することを可能にしてはどうか。
- 一般の人が申立書を書いたり、書類を揃えたりするのは大変だと思う。
- 確かに、超過勤務手当の未払いの事案では、労働基準監督署で相談した段階で使用者側からタイムカードを取ってきてあっせん

案を提示してくれたりするため、使い勝手は良いと思う。

計算で答えが出る様な事案は、紛争調整委員会のあっせんなどが良く、法的評価が入る解雇などの事案は、裁判所の労働審判制度を利用する方が良いと思う。

◎ 国民に対するサービスの提供としては、広報が不徹底ということはないか。

● 労働局の方では、紛争調整委員会のあっせんが整わない場合には裁判になるという説明をしている可能性があるから、そこで労働審判の手続があることを周知してもらえば良いのではないか。

◎ 労働基準監督署などに広報に行く方が良いということか。

△ 例えば、ポスターみたいなものを用意して貼ってもらうようにしてはどうか。

労働審判のリーフレットには、手数料などの記載がないが、利用者からすると書いておいてもらう方が良いと思う。さらに労働審判員が労使双方から選ばれるものであることについても明記しておけば、利用する労働者としては安心感があるのでないか。

また、利用にあたっての留意点という欄があるが、これを見ると容易に使えないという印象をもつため、消す方が良いと思う。

■ ポスターを独自に作成することは、予算の面からも難しいと思う。リーフレットについても最高裁で一括して作成して配布するものであるから、内容の変更は難しい。

● 現在、労働審判の申立は、和歌山地裁では本庁のみとなっているが、新宮や田辺の人にとっては本庁でしか審理がされていないということになれば、制度を利用しなくなるのではないか。

実際の申立は、和歌山市の人が多いのか。

■ 今年、申し立てられた事件7件については、和歌山市以外に在住

されている方も相当数いる。

なお、平成18年4月以降の和歌山地裁管内の労働訴訟の事件数を調べたところ、数件しかない状況だった。新宮や田辺には、労働基準監督署があるため、そちらで処理されている結果かもしれない。

- 田辺でも紛争調整委員会のあっせんが行われている。
- 新宮とかだと労働基準監督署へ相談に行き、泣き寝入りしている事案も多いと思う。裁判も費用的に無理というような事案もあるから、もしできるのであれば、出張して労働審判を行うなどすれば、使いやすい制度ということになるのではないか。
- 新宮などでは労働訴訟の事件数も余りないとのことであったがどうか。
- それは結果的にそうなっているだけのことであると思う。
- 和歌山においては、労働審判制度を理解し、利用してもらうために広報することが重要ということである。
- 労働審判員については、経団連、日本商工会議所、連合や全労連などからの推薦を受けて任命されるとのことであるが、和歌山県には中小企業が多いため、その実情に合った人を選任することができているのか。
- 全国的に展開している団体から最高裁へ推薦があり、各地裁においてはその名簿の中から労働審判員を選任しているものであり、労働審判員自体が大企業や中小企業に片寄っているということはない。
また、労働審判員については、労働者側と使用者側の委員で大きく意見が異なることはないと聞いており、判断するについて揉めるということは少ないようである。
- 使用者側の審判員については、元々、和歌山に大企業がないこともあって中小企業の社長や会社の労務管理を担当していた人がなつ

ており、和歌山の実情と異なる人達ではないと認識している。

◎ 事件の掘り起こしについては、今後、裁判所においても考えていきたい。

6 次回委員会の意見交換テーマ

(1) メインテーマ

裁判員制度の運用について

(2) サブテーマ

裁判所の新庁舎について

7 次回委員会の開催日時

平成24年6月27日（水）午後1時30分から開催することが決定された。

8 閉会